

「西宮市中小企業勤労者福祉共済」事業所単位でご加入を

従業員の福利厚生を充実

市は、中小企業で働く従業員の福利厚生の充実を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的に、「西宮市中小企業勤労者福祉共済」を運営しています。地域に根ざした中小企業の事業主と市が協力して、個々の事業所では実施が難しい福利厚生を実現しています。

少ない経費で従業員への福利厚生を充実させたいとお考えの事業主の皆さん!西宮市中小企業勤労者福祉共済は、少ない掛金で大企業に負けないサービスを提供し、働く人を応援します。

問合せは勤労福祉課 松原町2-17-1(こ)アイ内 TEL:0798-23-3775)へ。詳しくは市のホームページ(アドレスはページ下参照)の「ビジネス西宮」の「西宮市中小企業勤労者福祉共済」にも掲載しています。

各種福利厚生制度

▽定期健康診断、人間ドックの費用を補助
～従業員の健康管理～

労働安全衛生法では、パートタイム労働者を含む常時雇用の労働者に定期健康診断の実施が定められています。同共済は、事業主の負担が軽減するよう

加入するには

加入できるのは、市内の個人事業所を含む従業員数300人以下の中小企業です。事業所単位での加入になり、事業主と市

に、検診機関と契約して健康診断を実施し、受診費用の一部を補助しています。また、県内数カ所の医療機関と契約し、人間ドック受診者に費用の一部の補助も行っています。

▽給付金制度

～くらしの節目を応援～
結婚、出産、子どもの小・中学校入学や結婚20年のお祝い

が契約します。対象者はパートタイマーなどの短時間従業員を含むすべての従業員です。また、掛金は会員1人につき月額500円です。原則として全額事業主が負担します(税法

上、損金または必要経費として計上することができます)。なお、同共済発足以来35年、すでに1149事業所、約9600人が加入しています。

▽施設の割引や旅行補助制度

～オフタイムの充実～
同共済は「全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(全福ネット)」に加盟しているため、全国3万カ所を超える割引施設を利用できるほか、市独自の旅

ユネスコ 平和の心の輪を世界に広げよう



西宮ユネスコ協会

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)は、教育・科学・文化を通じて、世界平和と人類共通の福祉に貢献することを目的として、1946年昭和21年に設立されました。現在約190カ国が加盟しており、日本は1951年(昭和26年)に加盟しました。また、本市にも西宮ユネスコ協会があり、様々な活動を行っています。ユネスコへの理解と認識を深めるため、活動の一部を紹介いたします。問合せは西宮ユネスコ協会(0798-23-3892)・西宮市教育委員会人権教育推進グループ内)へ。

活動内容

- ①人々が互いを知り、理解することを促進する国際的な交流活動
②識字教育活動の援助
③世界の文化遺産の保存
④世界の文化遺産の保存
⑤世界の文化遺産の保存

西宮ユネスコ協会

「西宮ユネスコ協会」は、民間ユネスコ活動団体として1962年(昭和37年)に創設されました。会員は現在約1300人。

世界寺子屋運動

書き損じハガキでできること

世界には様々な理由で学校に行けない子どもたちや、学校に行けず大人になり文字の読み書きができない人が、約9億人もいます。「世界寺子屋運動」は書き損じハガキの回収や募金活動を通じて、このような人々に「学びの場=寺子屋」で教育が受けられるように支援していく活動です。

◆ユネスコ世界児童画展
市内の幼稚園児や小学生が描いた絵を、世界各国から送られる

◆その他
会報誌の発行、英語教室、研修見学会などを開催しています。

はじめよう! エコ・クッキング

ごみの減量に向けた取り組みを

エコ・クッキングとは、地球環境のことを考えて「買い物」「料理」「片付け」をすることです。食材を計画的に「買い物」

したり、食べられる量だけ「料理」をしたり、「片付け」時の生ごみの水切りを徹底するなど、毎日の食事において、ごみの減量化に取り組んでみませんか。また、日々の生活の中でも、リデュース(ごみになるものを減らす)・リユース(繰り返し使う)・リサイクル(再生利用する)・リペア(修理して長く使う)・リフューズ(不要なものは受け取らない)を心がけて、ごみの減量化に努めましょう。

子どもの緊急時に働く保護者をサポートします

カンガルーネットに登録を

兵庫県看護協会は、市や西宮市医師会と連携して、子どもの発熱時などに、保護者に代わってサポーターが子どもの受診の付き添いをしたり、自宅であ

人権問題学習会

～発達障害への理解を深めよう～

ヴァイオリンコンサートを開催

2月16日午後1時半から夙川公民館で「人権問題学習会」が開催されます。学習障害(LD)

【利用会員登録資格】働きたがら午後6カ月おむね6歳の子を育児中の保護者
【サポーター会員登録資格】子育て経験者か看護職・保育士等の資格をもち、事前研修に参加できる人
※研修は2月12・14・17日にプレ研修のみです。3回シリーズ。受講料無料。定員あり。託児あり(定員あり。要申込)。受講申込は2月11日までにカンガルーネット事務局へ

過払い金・債務整理(任意整理・破産・個人再生)・相続・離婚等

法律相談無料 弁護士費用分割可
日曜・土曜・夜間相談あり

兵庫県弁護士会所属 弁護士 上原 邦彦
弁護士 松岡 英和
弁護士 板野 陽一

ひまわり法律事務所

TEL: 0798-37-0370

(予約制)

- \* 国道2号線沿い北側(すぐ近くにコインパーキングあり)
\* 阪神西宮駅北徒歩3分
\* 詳しくはインターネットをご覧ください。http://www.himawari-law.net/

